

## 特例適用診療所（医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号及び第 2 号）の 制度の概要

### 1 特例病床制度について

病院及び診療所の病床については、医療計画において、二次医療圏ごとに病床数の規制基準である基準病床数が設定されており、既存病床数がこの基準病床数を上回っている病床過剰医療圏においては、原則として病床の新設または増加が抑制されます。

特例病床とは、病床制限の例外的措置であり、病床過剰により病床の新・増設が制限される場合であっても、更なる整備が必要な一定の病床について、病床の設置を行うことができる制度です。

なお、特例病床が認められた場合、現状の病床数は増加することになりますが、基準病床数が増加するわけではなく、既存病床数が基準病床数を上回っている場合、その過剰幅が増加することになります。

### 2 特例適用診療所制度の概要

#### (1) 診療所の病床設置

医療法第 7 条第 3 項において、診療所に病床を設置するときは、医療法施行規則に定める場合を除き、知事の許可を受けなければならないとされています。

医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号及び第 2 号に定める場合に該当する場合は、許可は不要であり、届出で病床が設置できます（＝特例適用診療所）。

#### (2) 特例適用診療所の要件（H30. 4. 1 改正）

特例適用診療所は、次のいずれかに該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であるものとされています。

- ① 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所（次のいずれかの機能を有すること）
  - ア 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）
  - イ 急変時の入院患者の受入機能（年間 6 件以上）
  - ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
  - エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の 1 割以上）
  - オ 当該診療所内において看取りを行う機能
  - カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間 30 件以上）
  - キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
- ② へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

### 3 特例適用診療所制度の手続きの流れ

特例適用診療所については、地域医療構想調整会議での協議・合意後、県医療審議会（病床整備等検討部会）に諮問し、答申を受けて、知事が可否を判断します。

(参考) 特例適用診療所の要件の改正

○医療法施行規則 (H30. 4. 1 改正)

改正前	改正後
<p>第1条の14</p> <p>7 法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所</u>として法第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下この項において単に「医療計画」という。）に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。</p> <p>二 <u>へき地に設置される診療所</u>として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。</p> <p>三 前二号に規定するもののほか、<u>小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</u>として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>第1条の14</p> <p>7 法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>一 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第三十条の七第二項第二号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の<u>地域包括ケアシステム</u>（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。</p> <p>二 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、<u>へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所</u>として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。</p> <p>(以下、略)</p>

(改正の概要)

- 1 「居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所」が、「地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」に改められた(実質的には要件が緩和されている。)
- 2 医療計画への記載は不要となった一方、医療審議会の意見を聴くことが必須となった(改正前は、医療審議会に諮問すべき適合の審査のうち、一部を知事に委任することが可能であった。)
- 3 「救急医療が提供されるために必要な診療所」が加わった。
- 4 設置可能な病床として、療養病床が加えられた(改正前は、一般病床のみ設置可能であった。)